

# 鳥取県公報

令和5年10月10日(火) 第9537号

每週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	開発行為に関する工事の完了 (486) (西部総合事務 鳥取県立生涯学習センターの利用料金の一部改正	所環境建築局)・・・・・・・2
^	机工工	. <del>_</del>	(487) (教育委員会事務局社会教育課)・・・・	(//
	教委告 公	示 告	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関 (13) 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への	
~		н	(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

### 示

#### 鳥取県告示第486号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和5年10月10日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

- 1 開発許可の年月日及び番号 令和5年8月23日 鳥取県指令第202300118522号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西伯郡日吉津村大字今吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西伯郡日吉津村大字富吉1231 新原 隆司

### 鳥取県告示第487号

平成31年鳥取県告示第200号(鳥取県立生涯学習センターの利用料金について)により告示した利用料金の一部 を改正することについて鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年鳥取県条例第32号) 第11条第2項の規定に基づき令和5年9月22日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正前

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

## 改正後

- 1 利用料金
  - (1) 略
  - (2) ホール設備利用料

27 N				
区分	利用料			
略				
LEDシーリングライ	1台1時間につき			
<u> </u>	110円			
LEDトーメンタルラ	略			
<u> </u>				
LEDボーダーライト	1式1時間につき			
	400円			
LEDアッパーホリゾ	1式1時間につき			
<u>ントライト</u>	600円			
LEDロアーホリゾン	1式1時間につき			
トライト	600円			
LEDスポットライト	略			
<u>LEDパーライト</u>	略			

- 1 利用料金
  - (1) 略
  - (2) ホール設備利用料

27 4 7 8 8 10 1 3 1 3 1				
区分	利用料			
略				
シーリングライト	1台1時間につき			
	150円			
トーメンタルライト	略			
<u>ボーダーライト</u>	<u>1回路</u> 1時間につき			
	<u>100円</u>			
アッパーホリゾントラ	1回路1時間につき			
<u>イト</u>	<u>100円</u>			
ローホリゾントライト	1回路1時間につき			
	100円			
1 k wサスペンション	略			
<u>ライト</u>				
1 k wサスペンション	略			
パーライト				
500wサスペンションパ	1台1時間につき			

LEDソースフォーラ	略
<u>1</u> 1	
<u>LEDステージス</u>	略
ポットライト	
略	
LEDピンスポットラ	1台1時間につき
イト	200円
ムービングライト	1台1時間につき
	400円
ミラーボール	1台1時間につき
	150円
略	

ーライト	50円
750wソースフォーライ	略
<u> </u>	
ステージスポットライ	略
<u> </u>	
ステージスポットパー	1台1時間につき
ライト	50円
フットライト	1回路1時間につき
	50円
略	
スポックス	1台1時間につき
	50円
略	

### 備考

1 • 2 略

3 ダイナミックマイク、シーリングライト及び ボーダーライトの利用料の算定に当たっては、 ダイナミックマイクについては実際に使用した 本数から1本を減じた数を、シーリングライト については実際に使用した台数から4台を減じ た数を、ボーダーライトについては実際に使用 した回路数から2回路を減じた数を使用したも のとしてそれぞれの利用料を算定する。

4 略

(3) 略

2 略

<u>3</u> 略

1 • 2 略

(3) 略

2 略

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第13号

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月10日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県高校生冬山登山計画	実施主体から提出された冬山登山計画の	令和5年10月10日か	体育保健課
審査会	審査に関する事項	ら令和6年3月31日	
		まで	

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべ き森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字阿多山2839から2845まで、字塗田原2849、字ニタ松2850、2851、字鉄鋳谷奥2859、字鉄 鋳谷2860の1から2860の3まで、阿毘縁字小谷山277の1から277の4まで、字上ミ大畑谷山376、字輿三右衛門 炭山377、字大板谷山379、字徳善山380、字スベリイハ山381、字野田384、字梨子木谷907の1、下阿毘縁字亀 石垳山751の1から751の4まで、字深垳奥山756の1、756の3、756の4、757、字城床山760、字片平山761の 1、761の2、字深塔山762、762の1、762の3、762の4

- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和4年12月15日付農林水産省告示第2008号(保安林の指定施業要件を変更する 件) のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

- 4 通知の掲示場所 日南町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課